関西自然保護機構会報（16）3－10，1988

比良山系の自然保護と比良スキー場拡張の問題点

比良自然史研究会

自然破壊の進行と自然の現状

◆古い時代の人間活動

琵琶湖周辺は，わが国で最も早くから文明の開けた地域のひとつで，当然ながら，比良山系の自然も古くからさまざまに利用されてきました。

既に石器時代から山麓の森林はすぐれた狩猟の場となっており，人口の増加にともなって山頂部へ利用が拡大していったであろうことは想像に難くありません。そして炭焼きが行われるようになってからは，ほぼ全域の森林が30～40年程度のサイクルで伐られるようになりました。現在でも比良山中には多数の炭焼き窯の跡が残っています。

こうした時代の人間の土地利用が，原生自然をさまざまに改変してきたことは，まぎれもない事実です。しかし，その改変の程度は一定の範囲内にとどまり，森林を再生不能になるほど収奪しつくし，他の動物達の生活を根底的に破壊しつくしてしまうことはありませんでした。いわば永続性を保証された土地利用であったといえます。すなわち，今からほんの30年ばかり前まで，稲作が始まってから二千数百年，炭焼きが行われるようになってからでも数百年もの長期にわたって，一種のサルとしての人間を含む安定した生態系が保たれてきたとみることができます。

こうした安定した時代における人間活動が，ここ30年ばかりの間に急速に進んだ観光開発や大規模な人工造林などと決定的に異なる点は，1）表土を剥ぎ取らない，2）短期間に大面積の伐開を行なわない，3）地形的，地質的に不安定な場所に手をつけない，4）一時に多数の人間が集中しない，といった点に集約できると思われます。そして，これらの点は人間が永続的に自然を利用していく（人間が自然の中で生きさせてもらう）うえでの原則ともいえるものでしょう。

◆近代的な大規模自然破壊

◇大規模観光開発（スキー場開発）

比良山系で，近代的な大規模自然破壊が始まったのは，昭和30年以降のことですが，その皮切りとなったのは，北比良峠～八雲ケ原一帯の「比良スキー場」の開発です。

比良スキー場の開発は，昭和30年代に比良索道(株)（京阪電鉄グループ）によって，山麓から登行リフトとロープウェイが架設され，小規模なスキー場と宿泊施設が建設されたことに始まります。このスキー場は規模こそ小さかったものの，自然破壊の質からいえば全国でも第一級で，ゲレンデの全域が山肌を10m近くもブルドーザーで削り取って造成されたものであるうえ，かけがえのない学術的価値をもつ八雲ケ原湿原（西日本では極めて稀れな高層湿原）の上流側の半分近くを残土で埋め立てるという暴挙としかいいようのない激しいもので，動植物研究者をはじめとする自然を愛する多くの人々を悲しみの淵に追いやったのです。

関西自然保護機構業績第56号

当時の状況について，少年時代を比良の麓ですごされた日本の植物分類地理学の第一人者，北村四郎博士（北村，1968）は，「野草で美しかった湿原は半ば埋めたてられ，遊園地となった。その近くにはホテルもある。北比良峠から八雲ケ原一帯の以前からの植物はほとんど破壊された。」と記されています。（北村四郎（1968）滋賀県植物地理．滋賀県植物誌，25－33.）

このように，山上の高層湿原を直接埋め立てるような極端な自然破壊は全国的にも類例がほとんどなく，失われた環境が，かけがえのないものであっただけに，比良の歴史上で最も大きな自然破壊といえるもので，滋賀県の恥を天下にさらしてしまったといっても過言ではありません。現在，残された下流側の半分については一応立入り抑制の措置がとられているものの，スキー場，キャンプ場関連施設からの汚水の流入や裸地化したゲレンデからの土砂の流入，流入水量の不安定化，本来自生していない植物（栽培種のスイレン，ミズバショウ，ミツガシワ，キンコウカなど）の植栽など，多くの問題点をかかえています。

一方，「比良の暮雪」で知られ，準平原状のササ原とサラサドウダンなどの美しいツツジ科低木林で登山者から愛されてきた山系南部の打見山～蓬莱山一帯にも大規模開発の手が延び，昭和40年に「びわ湖バレイスキー場」（建設当初は，サンケイバレイスキー場）がこれまた多くの反対を押し切って建設されました。高層湿原の埋立といった質的に極端な破壊こそなかったものの，開発の規模は比良スキー場よりもいっそう大きく，多数の遊園地的な施設が建設されました。

その後，両スキー場とも慢性的な雪不足に悩まされ，客足は延びず，赤字経営が続いてきましたが，経営不振を打開するため，比良スキー場はここ10年ほどの間に悪あがきともいえる，数本のスキーコースと２本のリフトの増設を行ない（これらの工事は自然公園関連規定に違反しています），一方のびわ湖バレイスキー場も無許可でリフトの増設を着工するなど，両者の間で，イタチごっこさながらの開発競争（自然破壊競争）が繰り返されてきましたが，こうした動きを監督すべき県自然保護課からは何ら有効な規制が行われることなく，現在に至っています。

なお，滋賀県の名誉のために付言すれば，こうした大自然破壊を放置してきた一方で，滋賀県の自然保護行政には全国に誇り得る，高層湿原保護の輝かしい歴史があります。同じ比良山系の南部に位置する白滝山湿原群の公有化がそれで，これらの湿原は昭和53年に周辺域（集水域全体）（約9.9 ha）を含めて県当局の大英断によって買い上げられて公有化され，恒久的な保護が図られています。

◇大面積皆伐＝一斉人工造林

スキー場開発とならぶ，もう一つの大きな自然破壊は，造林公社（滋賀県造林公社，びわ湖造林公社）による大面積皆伐＝一斉人工造林です。この公社造林は，1970年代中頃に顕在化し，またたく間に冷温帯域に突入し，ブナやカエデ類などを主とした天然生二次林が大規模に破壊されました。

この公社造林という方式は，水源函養と山村の活性化を旗印として，公社が地元の所有者から山林を借り受けて伐採と人工造林を請負い，数十年後の伐採の際に，利益の一部を山林所有者に還元するというもので，燃料革命以後，山林がその経済的価値を失い，山麓の人々の日々の生活が山林とのかかわりを失った時代を背景として生まれてきたものです。

このため，「公社に山林を貸してくれるだけで，数十年後には造林による利益を還元しますよ。」という公社側の誘いに，「税金をとられるだけで，何の役にも立たない山林をタダで管理してくれて，おまけに利益還元までしてもらえるなら。」と受け入れるる山林所有者も多く，公社造林

は急速に進展しました。

しかし，造林木の対象となったのは，従来，低温，強風，積雪などによって造林木のまともな生育が見込めない場所として放置されてきた高標高地（冷温帯域）や災害の危険のため伐採を控えられてきた急傾斜地がほとんどで，近畿地方では残り少ない冷温帯特有の森林植生が大面積にわたって失われたうえ，一部では土砂崩壊が発生し，下流の住民から非難の声が上がるなど，大きな問題となりました。とりわけ，良好な天然生二次林が大面積にわたって残され，「動物保護区設定の適地」として，県当局自身が発行した報告書で指摘されていた奥ノ深谷流域，白滝谷流域が壊滅的な打撃を受けたことはかえすがえすも残念なことです。

しかも，こうした伐採＝造林作業に実際にたずさわったのは，ほとんどが四国などからの出稼ぎの人達で，地元の人々の生活とは全く無縁のかたちで事業が進められたのです。

当然ながら，こうした大面積皆伐は，多くの学識経験者や自然保護団体の猛反対を受け，学術的価値の消失，動物保護上の問題点，災害の危険性，林業的にも成算がないこと，など多くの問題点を指摘され，公社側も伐採計画を縮少させざるを得なくなり，冷温帯域の伐採は鎮静化しました。

こうした伐採反対の声の高まりは，県の環境行政にも反映され，1976年に発表された「滋賀県自然環境保全基本方針」には，「瘠悪山地，稜線，急傾斜地，標高が概ね800ｍ以上の高地などは，自然条件がきびしく，一度破壊すると植生の回復が困難であるため，原則として自然の改変を避けるものとする。」と明記されることになりました。

ところで，冷温帯域の公社造林は実施後10年以上が経過しましたが，公社の当初の見通しとは裏腹に（保護サイドの指摘通り），とても林業的に見込みのある生育状況を示しておらず，山林所有者に約束した伐採後の収益還元も，木材価格の低落もあって，保育や伐採，搬出の費用を差し引くと，かなり困難な見通しになってきたと伝えられています。

◇その他の自然破壊

その他の自然破壊として先ず挙げられるのが，林道建設です。特に三ノ滝などの渓谷美を誇った明王谷沿いの急斜面に建設された「明王谷林道」は，掘削土砂をそのまま谷底に落すという荒っぽい工法で施工されたため，美しかった渓谷は土砂と倒木で埋められ，斜面の土砂崩壊は現在も続いています。

また，崩壊地の多い正面谷では，砂防ダム建設のための林道が明王谷林道以上に荒っぽい工法で建設されたため，上部の斜面の岩塊の崩落を招き，登山者の通行すら危険な状態になっています。なお，この砂防工事用林道については，建設された砂防ダム群の堆砂容量よりも林道建設に伴う流出土砂量の方がはるかに多かったのではないかとの指摘がなされています。

このほか，結果的に事業化は見送られたものの，昭和46年に計画が発表されるや否や，登山者グループを中心に活発な反対運動を招いたものに，北小松地区上部の通称「オトシ」に関西電力（株）が計画した「北小松揚水発電所」建設計画があります。この計画はスリバチ状の地形をもつオトシに大規模なロックフィルダムを建設し，夜間の余剰電力によって琵琶湖の水を汲み上げ，昼間の電力利用のピーク時に約500ｍの落差を利用して約130万KWの発電を行おうとするものですが，琵琶湖のアユの保護対策の難しさなどから，数年後に計画の凍結が発表されました。

◆まとめ

以上にみてきたように，昭和30年以降，比良山系の自然はさまざまなかたちで，大きな破壊を受けてきましたが，特に悲劇的であったのは，こうした自然破壊が，比良山系の自然を最もよく特徴づける存在となっている高層湿原，冷温帯林といった場所で集中的に行われた点であり，今後，現在以上の開発が進めば，比良山脈の自然の「個性」は根底から失われざるを得ない状況に至っているのです。

比良スキー場拡張計画の経緯と問題点

現在問題になっている「比良スキー場拡張計画」は，前述した比良スキー場を大規模に拡張（総面積：24.3 ha → 105.0 ha，ゲレンデ面積：10.6 ha → 33.9 ha，ロープウェイ輸送能力：300人／時→1800人／時）しようとするものです。

ところが，スキー場の拡張が計画されている一帯は，前述したように，全国でも有数の規模をもつアシウスギの天然林や近畿では残り少なくなったブナ林に覆われているのみならず，その中央部に西日本では極めて稀な高層湿原（八雲ケ原湿原＝高山湿原要素の南限）が存在するなど，これまで多くの学識経験者によってその学術的な重要性を指摘されてきた「比良の心臓部」ともいえる地域で，比良の自然の「個性」を保護するための最後の砦ともいえる地域なのです（この地域の学術的重要性の詳細については，本号の村田源氏の論文，および会報(14)，37－44を参照)。

この「比良スキー場拡張計画」は，当初，一民間企業（琵琶湖汽船株式会社＝京阪電鉄グループ）によって，昭和59年10月に「開発申請」が出されましたが，「比良の自然を守る連絡会議」を中心とした2万人の署名を集めた反対運動の高まりや，自然公園法関連規定に抵触し，許可される見込みがないことから，翌60年1月になって同企業は，いったん開発申請を取り下げました。

その後，1年半ほどは平穏な状態でしたが，昭和61年秋になって，県の自然公園計画の見直し作業とタイアップして，地元の志賀町当局の要望する「自然公園事業」というかたちで（開発企業は一切表面に出ることなく)，「比良スキー場拡張計画」が再浮上してきたのです。

そして，同年12月26日に開催された滋賀県自然環境保全審議会・自然公園部会の「条件付きで認める」との答申を経て，滋賀県当局は昭和62年1月21日付で「比良スキー場拡張計画」を含む琵琶湖国定公園の公園計画の一部決定，公園事業の一部決定を告示したのです。

すなわち，この間の経緯を要約すれば，企業が単独で開発申請した場合には，自然公園法関連規定に抵触するため，当然「不許可」になるはずのスキー場拡張計画を，行政当局が「自然公園事業」として位置付けて，法規制の網を取り払うことによって，開発の露払いを演じたことになります。しかも，この間，こうした一連の動きに関する情報はほとんど公表されず，すべてが秘密裏に進められ，61／12／26の審議会（自然公園部会)も非公開で行なわれました。この12／26の審議会（自然公園部会）～答申作成～告示に至る過程は，以下に示すように，多くの違法性，不当性をもつものです。

◆審議会会長に一切通知することなく，審議会の一部会でしかない自然公園部会の審議だけで，会長名の「答申」を作成した。これは，明白な審議会の運営規則違反であり，事後報告を受けた当時の審議会会長朝日稔氏（兵庫医大教授）は，異常な審議会運営の責任をとるかたちで辞任した。

◆「答申」に基づいて作成される筈の「告示」が，「答申」が出される以前に印刷にまわされていたという驚くべき事実が発覚している。

◆県当局は，スキー場拡張の必要性の唯一の根拠として，「現・比良スキー場の混雑による利用者の危険」を主張していたが，県当局が審議会（自然公園部会）に提示した現・スキー場の利用者数（S59年，23万人）は，積雪日数やロープウェイの輸送能力から考えて，絶対に有り得ない過大な数字である。つい最近発表された開発企業（京阪電鉄）の発表（7／24付朝日新聞）によれば，現スキー場の年間利用者数は6万人とされており，県当局の資料は4倍近くの水増しを行なっていたことになる。また，ロープウェイ（ゴンドラリフト）の輸送能力が大幅にアップ（現在の6倍の1,800人／時）する計画であるため，ゲレンデ面積が現在の3倍に拡張されても，混雑を解消するどころか，逆にますます加速されることになる。すなわち，今回の決定には明らかな論理矛盾があり，「拡張の必要性」の論拠は完全に破綻している。

◆環境庁が定めた「公園計画作成要領」や「審査指針」に多くの点で違反する計画である（詳細は審査請求書参照）にもかかわらず，県当局が審議会（自然公園部会）に提出した資料には，これらの関連法規の定めが一切提示されておらず，公正な審議の前提となる正しい情報が審議会委員には全く伝えられていなかった。このため，審議会委員の各氏がどんなに良心的に対応したとしても，適正な審議結果を得ることは不可能な状態にあった。

◆滋賀県自然環境保全基本方針（昭和50年発表）の「標高800m以上の高地などは，原則として自然の改変を避けるものとする」という条項に明らかに違反している。

◆当該地域の自然の学術的重要性に対する認識が不十分であるうえ，比良山系全体の自然保護に関する将来計画が一切検討されていない。

以上，答申作成から告示に至る過程について，主に法手続き上の問題点を指摘してきましたが，今回の決定過程について私たちが最も残念に思うことは，かけがえのない永遠の宝である「比良の自然の心臓部」ともいえる地域を大スキー場というスポーツランドに改変し，大輸送力（1,800人／時）をもつロープウェイによって，四季を通じて大量の観光客を送り込むことが，自然公園の運営として本当に適切な措置であるのか，という最も基本的が議論が全く忘れ去られている点です。今回の比良スキー場拡張計画は自然公園としての比良山系の性格を180度転換させてしまうほどの社会的影響力をもつものであり，「自然公園としての比良山系の将来的な自然保護はどのようにあるべきなのか」という根底的な課題についての徹底的な議論を抜きにして，早計な判断を下すことは許されないと思うのです。

以上，簡単に「比良スキー場拡張計画」の経緯についてレビューして来ましたが，このスキー場開発の問題点を要約すれば，以下のようにまとめられます。

◆崩壊しやすい花崗岩地帯であるため，地元の長老や地質学者が警告しているように，災害の発生を招く恐れがある。

◆全国でも有数の規模をもつアシウスギの天然林，西日本で唯一の高山性湿原（八雲ケ原湿原），近畿では残り少ないブナ林など，貴重な自然が大きな破壊を受ける。

◆崩壊しやすい花崗岩地帯であるため，地元の長老や地質学者が警告しているように，災害の

発生を招く恐れがある。

◆大量のし尿やゴミの完全な処理は不可能で，下流で飲料水として利用されている渓流の汚染が進む。

◆これまでの比良山系におけるスキー場開発が示しているように，地元の真の活性化につながらない。

◆自然公園法関連規定（公園計画作成要領，審査指針）や滋賀県自然環境基本方針に明らかに違反しているばかりでなく，決定過程が極めて不明朗である。

反対の声の高まりと最近の情勢

こうした一連の事実が新聞報道で明らかになるにつれて，比良スキー場拡張に対する反対の声は，地元の志賀町をはじめとする滋賀県内はもちろん，近畿一円から全国に広がり，新聞各紙にはさまざまな人々の反対意見の投書が掲載されました。

学者，研究者のグループの動きも活発になり，昭和61年２月に植物分類地理学会が知事に要望書を提出したのを皮切りに，同年３月には，北村四郎・京大名誉教授や四手井綱英・前京都府立大学長らの著名な学識経験者と地元の志賀町北比良地区住民ら14名によって，環境庁に行政不服審査法に基づく，「比良スキー場の拡張を含む自然公園事業決定に対する審査請求」が提出されました（審査請求の内容は会報（14）38－44に掲載）。さらに７月には日本生態学会近畿地区会も，学会員を中心とした全国の学者，研究者数百名の反対署名を添えて，知事に要望書を提出するなど，研究者による反対運動も最近では珍しいほどの盛り上がりをみせています。一方，このスキー場拡張計画に当初から精力的な反対運動を展開してきた「比良の自然を守る連絡会議」を中心とした市民レベルの運動は，朝日新聞（S62／８／７付）に掲載された意見広告として結実しました。

こうした反対の声の高まりに対し，滋賀県当局もこのままでは県の環境行政に対する県民の不信の声に抗し切れないと判断したのか，昭和62年５月，企業から事業申請が出された場合の環境アセスメントの実施を決定しました。このことは極めて重要な意味を持っています。というのは，通常の場合，スキー場建設はアセスメントの対象とはなっていないにもかかわらず，反対世論の高まりに対応して，今回「知事が特に必要と認める事項」として例外的に実施されることになったからです。ただし，県当局は「比良スキー場の拡張を含む自然公園計画決定，自然公園事業決定」そのものについては，その非を一切認めようとしておらず，審査請求に対する滋賀県知事の弁明書（S63／２／10付）にみられるように，論理的正当性を欠く，単なる居直りとしかいいようのない対応に終始している状況です。なお，この審査請求に関しては，本年４月に前記の県知事の弁明書に対する請求人の反論書が提出され，８月初旬の請求人の意見陳述後，約半年で裁決が下ることになっています。昨年夏以降，事業者（企業）からの事業申請の動きは表面的にはなく，平穏な状態が続いていましたが（恐らく，水面下で事業化の動きを進めていたものと思われます），つい最近の新聞報道（S63／７／24付朝日新聞）によれば，これまでの琵琶湖汽船（株）に代わって，親会社である京阪電鉄（株）本社が，事業の推進を表明した模様で，反対運動はいよいよ正念場を迎えることになりました。

皆様のご理解とご協力を重ねて御願いする次第です。

比良山系の自然破壊・自然保護年表

1932(S７) ○山崎次男氏が「山岳」誌に「八雲ケ原水蘚湿原に就て」を発表
＊八雲ケ原の湿原植生についての初めての生態学的調査
1960(S35) ■比良登行リフト建設（山麓～シャカ岳）
1962(S37) ■比良ロープウェイ建設（シャカ岳～北比良峠），比良ロッジ建設
■比良スキー場建設
＊八雲ケ原湿原の北半分を埋立（大自然破壊！）
1965(S40) ■びわこバレイスキー場（当時：サンケイバレイ）建設
＊打見山～蓬莱山地区の自然を大規模に破壊！
1968(S43) ○滋賀県植物誌（北村四郎氏，村田源氏，平野実氏etc.）発刊
＊八雲ケ原～武奈ケ岳を中心とした比良山系の植物相の植物分類地理学的意義を明らかにするとともに，現・比良スキー場開発による自然破壊を指摘
1971(S46) ■関西電力(株)が北小松揚水発電所建設計画を発表（ボーリング調査等始まる）
＊登山者グループを中心とした反対運動活発化（1974年に発電所計画は凍結）
1972(S47) ○文化庁が「天然記念物緊急調査：植生図・主要動植物地図：滋賀県」を発刊
＊学術上価値の高い生物群集および生物の所在地として，「比良山武奈ケ岳周辺のダイスギーブナ林」が記載される（北村四郎氏）
○滋賀県庁が「滋賀県の自然保護に関する調査報告」発刊
＊暖かさの示数，寒さの示数による滋賀県の生態地理区分を行ない，冷温帯域の自然の保護の必要性を指摘
＊天然記念物的な保護を要する植生として，比良のアシウスギ林とツツジ科低木林が記載される
＊比良山系のほぼ全域が哺乳類保護の重要拠点として記載され，比良・明王谷の全流域が保護区の適地として記載される
（吉良竜夫，川村俊蔵，菅沼孝之，朝日　稔，安藤萬喜男，依田恭二の各氏）
1974(S49) ■造林公社による大面積皆伐が激化……冷温帯林が大きな破壊を受ける
1975(S50) ○伐採反対運動強まる……冷温帯域の伐採鎮静化へ
○滋賀県当局が「滋賀県自然環境保全基本方針」を発表
＊「標高800m以上の高地などは，自然の改変を避けるものとする」と明記
1976(S51) ■比良スキー場第１次拡張（第２リフト建設）
■びわこバレイスキー場，カーレーターを廃止し，ゴンドラリフトに切り替え
＊カーレーターは撤去されずに，放置される（超大型ゴミ！）
1977(S52) ■54高校総体，56国体の「登山競技」のための蓬莱山～白滝山湿原群への新道開設，山小屋建設計画が発表される
○上記に対する反対運動強まる（県当局が計画を断念）
1978(S53) ○滋賀県当局が白滝山湿原群（集水域を含む）を公有化（拍手！）
○吉良竜夫氏が，KONC会報（１）に「琵琶湖集水域の自然と自然保護」を発表
＊比良山系を特徴づける植生として，アシウスギ林，高層湿原，ブナ林，ツツジ科低木林を挙げ，保護の必要性を指摘

1982(S57) ■比良スキー場第2次拡張（第3リフト建設）
1984 2/16 ■山本忠八・前志賀町長，町議会の退任の挨拶で，比良スキー場の大拡張構想を発表
(S59) 3/26 ■琵琶湖汽船(株)が比良スキー場拡張計画の存在を認める
5/13 ○「比良の自然を守る連絡会議」（以下，連絡会議と表記）が調査登山（100名）
5/14 ○新聞各紙（県内版）が，比良スキー場拡張計画について大々的に報道
6/02 ○連絡会議が武村正義・滋賀県知事（当時）と交渉
10/12 ■琵琶湖汽船(株)が，志賀町に「開発申請」を提出
10/22 ○連絡会議が反対署名（約15,000名）を提出
10/24 ■志賀町が「開発申請」を県へ送達（計画内容は公表されず）
1985 1/05 ■琵琶湖汽船(株)が「開発申請」を取り下げる
(S60) 2/01 ○連絡会議が反対署名（追加分：約5,000名）を提出
10/02 ○志賀町「少年の主張」コンクールで，「守れ今，自然を！」が最優秀賞
1986 3/08 ■滋賀県と志賀町が，自然公園計画の見直し作業に着手
(S61) 8/30 ■志賀町観光協会会長，志賀町商工会会長，北比良区長，南比良区長が連名で，志賀町長に比良スキー場の拡張を要望
＊各区会で拡張要望を決議した事実はなく，要望書は町役場内で作成された
9/09 ■宮田甚兵衛・志賀町長が独断で，比良スキー場拡張の要望を県知事に要望
＊町議会には諮っておらず，町民は要望の事実さえ知らされていなかった
11/08 ■連絡会議，県自然保護課長（当時）から「志賀町と協議中」との情報を得る
12/10 ■滋賀県知事が，滋賀県自然環境保全審議会に，「(比良スキー場拡張を含む）琵琶湖国定公園の公園計画の一部変更および公園事業決定について」諮問
＊審議会会長・朝日稔氏には，審議会に諮問を受けた旨の報告さえなかった
12/26 ■滋賀県自然環境保全審議会・自然公園部会開かれる
＊「比良スキー場の拡張を条件付きで認める」との決議
＊答申内容については，その場で結論が出ず，部会長に一任
1987 1/08 ■審議会会長・朝日稔氏，第三者から，61/12/26自然公園部会で「比良スキー場拡張問題」が審議された事実を初めて知らされる
(S62)
1/09 ■審議会自然公園部会長，県当局の答申案に決裁
1/21 ■滋賀県知事が，「(比良スキー場の拡張を含む）琵琶湖国定公園の公園計画の一部決定，公園事業の一部決定」を告示
1/24 ○審議会会長・朝日稔氏が辞意を表明（2/10付で辞任）
2/26 ○植物分類地理学会が「比良スキー場拡張反対」の要望書を滋賀県知事に提出
3/20 ○四手井綱英氏，北村四郎氏らの学者や地元住民ら計13名が，行政不服審査法に基づき，滋賀県知事の決定（S62/1/21付）に対する「審査請求」を環境庁に提起
5/06 ○滋賀県知事が，比良スキー場拡張問題について，事業申請が提出された場合には，環境アセスメントを実施する旨を表明
7/08 ○日本生態学会近畿地区会が「比良スキー場拡張反対」の要望書を滋賀県知事に提出
1988 2/10 ■滋賀県知事が，「審査請求」に対する「弁明書」を環境庁に提出
(S63) 4/05 ○審査請求人が，知事の「弁明書」に対する「反論書」を環境庁に提出
7/24 ■朝日新聞に「京阪電鉄(株)が比良スキー場拡張計画の推進を表明」との記事